

食品用容器の試験法について

～器具・容器包装等に使用される化学物質の分析法に関する研究～



長野県環境保全研究所 食品・生活衛生部

食品に用いられる器具・容器包装等の規格試験法の信頼性確保を目的として、分析法の性能評価を行っています。

なぜ研究が必要なの？

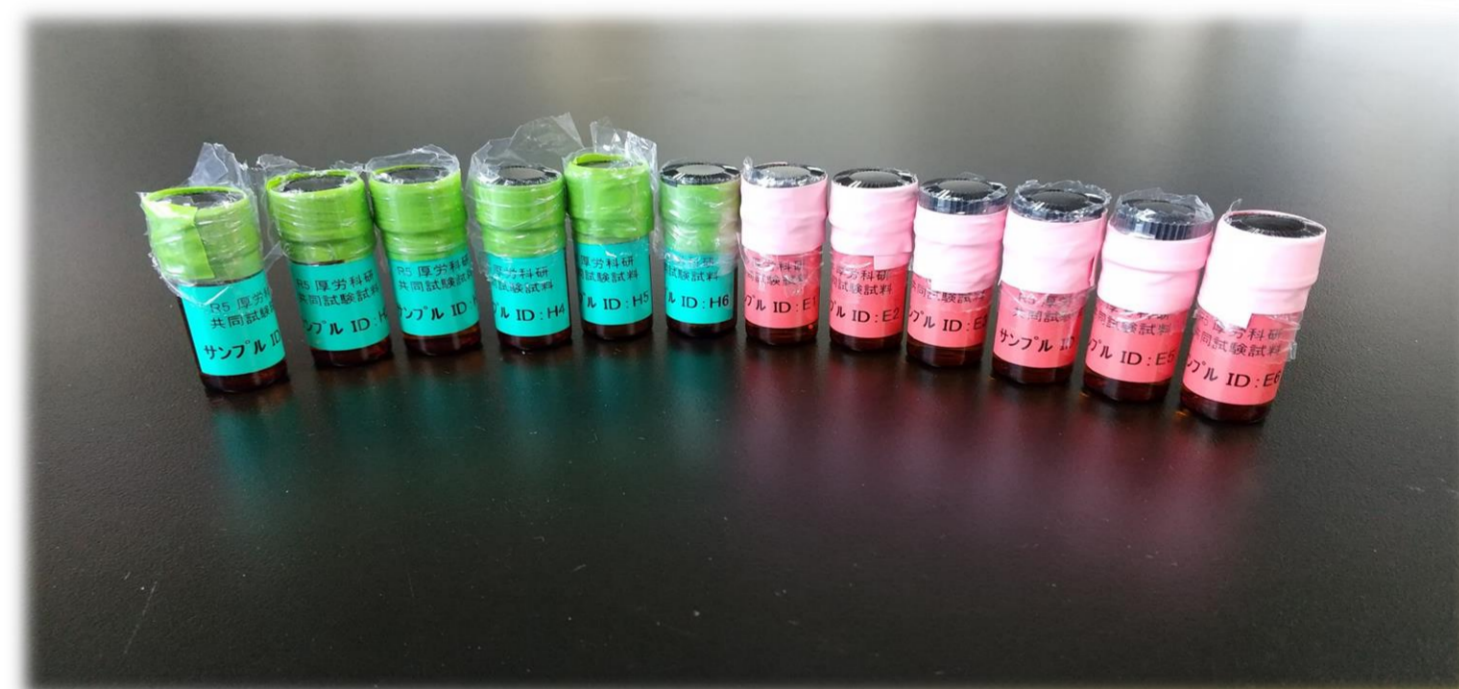
食品に用いられる器具・容器包装等の試験法は、「食品、添加物等の規格基準」等により定められていますが、分析機器の詳細な条件等については規定されておらず、各検査機関の裁量で行われています。そのため、単一の検査機関で行う併行精度等の評価はされていますが、複数の検査機関で行う室間再現精度等の評価はされていません。室間再現精度等の評価を行い、より精度の高い分析法に改定していく必要があります。

どうやって研究するの？

食品衛生基準科学研究「食品用器具・容器包装等に使用される化学物質の分析法に関する研究」に参加し、器具・容器包装等に使用される化学物質の分析法についての性能評価を行います。配布された試料を研究に参加している検査機関が同じ方法で分析し、それぞれで正しい結果を出せるか確認します。検査機関ごとに結果がばらつくなど、問題点が見つかった分析法については改良法を検討します。

「食品用器具・容器包装等に使用される化学物質の
分析法に関する研究」

- ・研究代表： 国立医薬品食品衛生研究所
- ・自治体研究機関： 東京都、神奈川県、長野県など
- ・登録検査機関： (一財)化学研究評価機構など
あわせて約20機関



この研究が目指す先

令和6年度は、「ホルムアルデヒド試験法」の改良法について共同試験を実施し、規格試験法としての妥当性を確認しました。

令和7年度も全国の検査機関と共同で食品器具・容器包装等の試験妥当性を評価することにより、検査の信頼性の向上を図ります。その結果、行政処分の裏付けとなる確実なデータが得られます。

また、分析法の性能評価を行うことで、行政検査結果の精度および信頼性の向上を図り、県民の健康被害の未然防止につなげます。

